

# 交通安全を強力に推進

秋の全国交通安全運動  
9月21日～9月30日

9月20日、秋の全国交通安全運動に先立ち、「交通安全のつどい」がイオンモールつがる柏で開催され、約150人の市民らが交通安全の意識を高めました。

つどいは、木造保育所（佐藤肇所長）の園児らによる元気なアトラクションで開幕。市交通安全対策協議会会長を務める福島市長は「一人一人が事故の恐ろしさを理解し、交通安全の意識を高めることが大切です」とあいさつ。つがる地区交通安全協会の片山徳明会長が県知事らのメッセージを代読し、地域住民総ぐるみの交通安全運動の推進をお願いする旨を市長に伝えました。

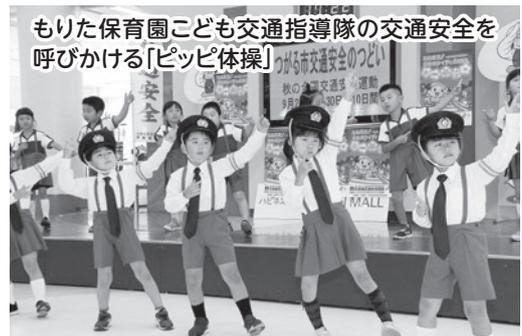
また、もりた保育園こども交通指導隊、柴田子ども交通指導隊が「交通ルールを守り、命を大切にします」などと誓うとともに、集まった市民らにも交通安全を呼びかけました。



交通安全を誓った柴田子ども交通指導隊



木造保育所園児らが披露した「手をつなごう」交通安全運動



もりた保育園こども交通指導隊の交通安全を呼びかける「ピッピ体操」

## 10月1日から年金生活者支援給付金制度がはじまりました

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

なお、年金生活者支援給付金のご請求に関するお問い合わせは、『給付金専用ダイヤル』0570-05-4092にお願いいたします。

### 【対象となる方】

- 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）
  - ① 65歳以上である
  - ② 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
  - ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、前年の所得額が約462万円以下の方



### 【請求手続きについて】

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

### 【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339      つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267）  
稲垣出張所 電話46-2111      車力出張所 電話56-2111

※ 年金の請求など給付にかかわる相談については、移動年金相談日をご利用ください。

移動年金相談日 日時 10月23日（水）、11月27日（水）、12月25日（水） 10時～15時  
場所 市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。  
弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1339

# 令和元年 秋の火災予防運動

全国統一標語

「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

10月21日から27日までの1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。これからは、日増しに寒くなり火を取り扱う機会が多くなります。ちょっとした油断や不注意が火災の原因になることがありますので、火の元には十分注意してください。また、もしもの時に備え、「住宅用火災警報器」の設置をお願いします。

住宅用火災警報器とは、火災による熱や煙を早期に感知して音声やブザーで知らせる、一般住宅用の警報器です。設置が義務付けられ10年以上が経ちます。「すべてのご家庭に火災警報器を!」取り付けていないご家庭は、1日も早い設置をお願いします。

- ・設置済みのご家庭は、定期的にボタンを押す、またはひもを引いて作動確認しましょう。
- ・住宅用火災警報器は、古くなると火災を感知しなくなることがあるため危険です。10年を目安に交換することをお勧めします。

## 平成31年1月～令和元年8月の市内の火災発生状況

建物火災	7件	火災件数 28件 ( 負傷者 1人 ) ( 死者 1人 )
林野火災	4件	
車両火災	0件	
その他の火災	17件	

【問い合わせ先】 消防本部予防課 電話42-7744

## 防災に関する書道展

**期日** 10月21日(月)～27日(日)  
**場所** イオンモールつがる柏(図書館前イベントスペース)  
**内容** 市内の小学生が応募した防災に関する習字作品(184点)を展示

# 農地基本台帳登録証明書の交付申請について

農業用軽油引取税免税証交付申請に必要な「農地基本台帳登録証明書」の交付申請を随時受付しています。個人の方は認め印、法人等は法人印等を持参の上、農業委員会(市役所3階)までお越しください。共同申請の場合は「免税軽油共同使用者証」を、同一世帯以外の申請は「免税軽油使用者証」を持参してください。※使用者証がない場合や共同使用者証の名義と農業委員会の経営主が異なる場合は、委任状を提出してください。

また、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)をすべて受託している農家で、免税措置を受ける方は、「農作業受委託契約書」と個人の方は認め印、法人等は法人印等を持参して申請してください。

稲垣ふれあいセンター・車力出張所・つがる出張所での受付は以下のとおりです。

場 所	受 付 日 時	備 考
稲垣ふれあいセンター	10月23日(水) 9時30分～16時	「耕作(農作業受委託)証明」は交付できません。
車力出張所	10月24日(木) 9時30分～16時	
つがる出張所 (イオンモールつがる柏内)	毎日(12月29日～1月3日を除く) 10時～19時	「共同の場合の台帳登録証明書」と「耕作(農作業受委託)証明」は交付できません。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話23-3622

## 事前予約で市税等の 収納窓口延長相談を行います

電話などで当日の13時までに予約していただければ、収納窓口を19時15分まで延長し、市税・料金などの納付相談などを行います。

### 日程および受付窓口

10月15日(火)～11月14日(木)土日・祝日を除く  
 収納課(市役所1階6番窓口)

### 納付相談対象税等

市税、国保税、住宅使用料、下水道使用料、  
 介護保険料、後期高齢者医療保険料 など

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111(内線222)

## 市税等は納期内に納めましょう

**10月は**

市税等を口座振替で納付いただいている方は、納期限までに口座残高の確認をお願いします。

「市県民税」第3期  
 「国民健康保険税」第4期  
 「後期高齢者医療保険料」第4期  
 「介護保険料」第4期  
 「住宅使用料」  
 「公共下水道使用料」  
 「農業集落排水処理施設使用料」  
 「利用者負担額(保育料)」  
 の納期限となっています。